平成 25 年5月9日

各　　位

会　社　名: 株式会社ミツバ
代　表　者: 代表取締役　阿久戸　庸夫
コード番 号: 7280（東証第一部）
本社所在地: 群馬県桐生市広沢町一丁目 2681 番地
問 合 せ 先: 総務部長　青木　茂樹
電 話 番 号: 0277-52-0187

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年6月 21 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）当社および子会社の事業領域の拡大ならびに多様化に伴い、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加し、号文の新設に伴い、号数の繰り下げと号数の表記変更を行うものであります。

（２）単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の単元株を 100 株と変更し、本条項の効力を平成 25 年 10 月 1 日からとする附則の新設をするものであります。

（３）取締役および監査役の退職慰労金制度については、平成 21 年６月 26 日に廃止しており、現状に即した内容にするとともに、役員報酬体系を経済情勢の変動に、柔軟に対応することを目的とした内容へ変更するものであります。

（４）執行役員制度について経営環境の変化に柔軟に対応し、機動的な経営体制構築を可能とするために内容を変更するものであります。

（５）補欠監査役の選任に関する規定を新設するものであります。

（６）上記の変更に伴い、条数、項数の繰り上げと表記方法の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 25 年６月 21 日（金曜日）
定款変更の効力発生日　　平成 25 年６月 21 日（金曜日）

以　上

別紙

（下線は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
(目　的) 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑲　(条文省略) （新設） （新設） ⑳　前各号に附帯又は関連する一切の業務	（目　的） 第２条　（現行どおり） （１）～（19）　（現行どおり） (20)医療用機器の製造及び販売 (21)労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業 (22)前各号に附帯又は関連する一切の業務
第３条～第５条　(条文省略)	第３条～第５条　(現行どおり))
(単元株式数) 第６条　当会社の単元株式数は1,000株とする。	(単元株式数) 第６条　当会社の単元株式数は100株とする。
第７条～第25条　(条文省略)	第７条～第25条　(現行どおり)
(退職慰労金及び報酬等) 第26条　取締役の退職慰労金は、株主総会の決議でこれを定める。 ２.取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、月額3,500万円を超えないものとする。	(報酬等) 第26条　（削　除） 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議でこれを定める。
(選任及び執行役員会) 第28条　当会社は取締役会の決議により執行役員を置き、当会社の業務執行にあたらせることが出来る。 ２．執行役員をもって、執行役員会を構成する。 ３.執行役員会の決議は、議決に加わることが出来る執行役員の過半数が出席し、その出席執行役員の過半数をもってこれを行う。	(選任及び執行役員会) 第28条　（現行どおり） ２．（現行どおり） ３．（削　除）
(任期及び解任) 第29条　執行役員の任期は、１年以内とする。 但し、取締役会の決議による再任を妨げない。 ２.取締役は執行役員を兼務することが出来る。	(執行役員規定) 第29条　執行役員及び執行役員会に関する取決めについては、取締役会において定める執行役員規定及び執行役員会規定による。 ２．（削　除）

3.取締役会は、執行役員を任期の途中といえども解任することが出来る。	3.（削　除）
(役付執行役員) 第 30 条　取締役会の決議により、執行役員の中から専務執行役員及び常務執行役員各若干名を置くことが出来る。	第 30 条～第 33 条　（削　除）
(監　督) 第 31 条　取締役及び取締役会は、執行役員の業務の執行状況を監督し、必要とされる指示命令を行うものとする。	
(利益相反行為) 第 32 条　当会社と執行役員が利益相反取引を行う場合、又は執行役員が自己若しくは第三者のために会社の営業の部類に属する取引をする場合には、あらかじめ取締役会による承認を要するものとする。	
(執行役員規定) 第 33 条　執行役員に関する取決めについては、本定款に定めるものの他、取締役会において定める執行役員規定による。	
第 34 条～第 35 条　条文省略	第 30 条～第 31 条　（現行どおり）
(選　任) 第 36 条　監査役は、株主総会の決議により選任する。 2．前項の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	(選　任) 第 32 条　（現行どおり） 2．（現行どおり）
（新設）	3.当会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新設）	4.前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。
(任　期)	(任　期)

第37条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２.補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	第33条　（現行どおり） ２.補欠として選任された監査役および前条第3項により選任された補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第38条～第41条　（条文省略）	第34条～第37条　（現行どおり）
(報酬等及び退職慰労金) 第42条　監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議でこれを定める。	(報酬等) 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議でこれを定める。
第43条～第51条　（条文省略）	第39条～第47条　（現行どおり）
附則 第１条　当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第２条　当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第３条　本附則第１条乃至本条は、平成22年１月６日をもってこれを削除する。	附則 第１条（削　除） 第２条（削　除） 第３条（削　除）
（新設）	第６条の変更の効力発生日は平成25年10月１日をもって、効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生日をもってこれを削除する。